

Organisation
Mondiale
de la Santé
Animale

World
Organisation
for Animal
Health

Organización
Mundial
de Sanidad
Animal



May 2012



OIE recommendations on the Competencies of graduating veterinarians (“Day 1 graduates”) to assure high-quality of National Veterinary Services



Table of Contents

<i>Director General's foreword</i>	1
1. Introduction	2
1.1 Background	2
1.2 Scope	3
1.3 Definitions	4
2. Specific competencies	5
2.1 Epidemiology	5
2.2 Transboundary animal diseases	5
2.3 Zoonoses (including food borne diseases)	5
2.4 Emerging and re-emerging diseases	6
2.5 Disease prevention and control programmes	6
2.6 Food hygiene	7
2.7 Veterinary products	7
2.8 Animal welfare	8
2.9 Veterinary legislation and ethics	8
2.10 General certification procedures	9
2.11 Communication skills	9
3. Advanced competencies	10
3.1 Organisation of Veterinary Services	10
3.2 Inspection and certification procedures	10
3.3 Management of contagious disease	11
3.4 Food hygiene	11
3.5 Application of risk analysis	12
3.6 Research	12
3.7 International trade framework	13
3.8 Administration and management	13

OIE 国際獣疫事務局

2012年5月

PVSの道筋

質の高い国内獣医療サービスを確保するために必要な獣医学卒業者（「獣医学新卒者」）の
資質能力に関する OIE 提言

目次

事務局長による序文

1. 序

1.1 背景

1.2 範囲

1.3 定義

2. 具体的コンピテンシー

2.1 疫学

2.2 越境性動物疾病

2.3 人獣共通感染症（食品由来疾病を含む）

2.4 新興・再興感染症

2.5 疾病予防・管理プログラム

2.6 食品衛生

2.7 動物用医薬品

2.8 動物福祉

2.9 獣医関連法と倫理

2.10 基本的認証手続き

2.11 コミュニケーション能力

3. 高度なコンピテンシー

3.1 獣医療組織

- 3.2 査定・認証手続き
- 3.3 伝染性疾病管理
- 3.4 食品衛生
- 3.5 リスク分析の適用
- 3.6 研究
- 3.7 国際貿易の枠組み
- 3.8 運営管理

事務局長による序文

OIE は、動物、人間および生態系の健全性と福祉を確実に守るための、社会における獣医師の重要な貢献を重要視し、質の高い獣医学教育の重要性を、初期教育と継続教育を含め、提唱している。OIE は、獣医学教育の質に世界各地で大きな差があることを認識しており、OIE 加盟国の大半において獣医学教育が不十分であることに懸念を持って留意している。OIE は各国、各地域の特異性を尊重し、すべての国・地域に関連性がありかつ適用できる提言の必要性を認識している。この状況に鑑み、5つの OIE 地域における獣医学教育分野の専門家、学者、獣医学部長から成る OIE 獣医学教育専門家グループの作業に基づき、提言を提示できることを嬉しく思う。

以下に詳述するのは、獣医学卒業予定者が国の（公共部門・民間部門）獣医療サービスに初歩的レベルで参加する用意が十分に整うために必要なミニマム・コンピテンシー（最低限の資質能力）である。質の高い獣医学教育は効率的な獣医療サービスにとって極めて重要であり、従って獣医学教育の質を高めることが、獣医療サービスのガバナンス向上計画の要となる。ゆえに、この提言は OIE PVS の道筋（OIE PVS Pathway）の一構成要素である。

ミニマム・コンピテンシーには、獣医療活動の公益要素が含まれる。国の状況を反映し、具体的なコンピテンシーに対する国毎の必要性を考慮に入れる必要がある。ただし、獣医学教育に関する政策の担当責任者には、OIE 加盟国における獣医学教育カリキュラムに一連のミニマム・コンピテンシーを取り入れることを受け入れて頂きたいと OIE は考える。世界中の獣医学教育機関の認定に関わるすべての組織は、カリキュラム最低要件にミニマム・コンピテンシーを組み入れるべきである。

世界の獣医学教育の質を高めることを目的として、OIE は今後も獣医療組織の能力強化

のためのツール開発を続ける。OIE 研究機関連携プログラムの成功事例に基づき、先進国と途上国との間で獣医学教育機関が連携協定を結ぶ手順を構築することは、一つの重要なイニシアティブである。2012年、OIE は以下のミニマム・コンピテンシーに基づき、獣医師のためのミニマム必修カリキュラムに関する提言の立案を開始する予定である。これと関連する主題である獣医療法定組織に関しては、陸生動物衛生規約における関連基準の実施に関する指針、ならびに獣医療法定組織に向けた連携協定メカニズムに関する指針を作成中である。2013年には獣医学教育と獣医療法定組織の役割に関する第三回世界会議を、世界獣医学協会およびその他重要な協力団体と共同で開催する計画である。

各国の代表者には、一連の提言に習熟し、獣医学教育機関、獣医療専門組織、国の獣医療法定組織の幹部などの関係者、協力者との話し合いの中で、それら提言の重要性に触れて頂きたい。

ベルナール・ヴァラ

1. 序

1.1 背景

どの国でもすべての獣医には国内獣医療サービスを提供する責任がある。すなわち、その国の政府当局の指揮と法的枠組みに基づき、獣医療を実施して、動物、人間および生態系の健全性と福祉を確保するために提供されるサービスである。「獣医療サービス（獣医療組織）」という用語は、OIE 陸生動物衛生規約（陸生コード）の定義によるもので、動物の健康、公衆衛生、動物の福祉を促進することに関わる獣医療専門職の公共・民間部門両方を含む。

国の獣医療組織は、各国が採用する基準を満たす能力を有する必要があるが、同時に適切な国際基準・提言、とりわけ OIE 陸生コードに含まれる基準・提言に従うことができないなければならない。国の獣医療サービスを提供するに当たり、獣医師は「健康は一つ（“One Health”）」という取り組み、すなわち、人、動物（家畜および野生動物）、環境にとっての最適な健全性を達成し重要な課題に取り組む、多くの専門分野にわたる地域的、国家的、世界的な共同作業において、不可欠のパートナーとしての役割を果たすのである（www.onehealthcommission.org）。

国の獣医療組織の中でも公共部門での仕事をめざす獣医師はごく一部であろうが、大学卒業後にどの専門分野で仕事をしようとも、すべての獣医師は動物の健康、動物の福祉、獣医公衆衛生、食品安全性の向上・促進に責任を負う。国の獣医療サービスにおける公共部門で請負契約者の役割を担う頻度が高い民間部門の獣医師は、多くの場合、公共部門への転職を選ぶ。そのため獣医学教育とは、獣医学卒業者（「獣医学新卒者」）がしっかりとした全体的資質能力を身に付けられるレベルの教育・研修を受けたということだけではなく、動物の健康と公衆衛生の向上に関わる初歩レベルの国内獣医療サービスの仕事を理解し、かつ遂行できるように、必要な知識、技術、姿勢、適性を身に付けたことを保証する拠り所となるものである。さらに、ミニマム・コンピテンシーを身に付けさせる基礎教育は、獣医師が公共、民間のいずれの部門で仕事をするかに関わらず、実習と大学卒業後の質の高い継続教育を通して、専門知識を広げる基盤となるものである。

1.2 範囲

獣医学教育機関の認定に関わる現行の仕組みを含み、社会、経済、政治的な差異が OIE

加盟国間で大きいことに鑑み、以下の提言では初歩レベルで国の獣医療サービスに関わる用意が十分に整うために獣医学新卒者に求められる資質能力について提示する。

当提言で概略するミニマム・コンピテンシーとは、国の獣医療サービス提供に関わる資質能力であり、具体的にどのような講座で、あるいはどの学年において、各コンピテンシーについて教えるべきかを指示するものではない。実際、以下に述べるコンピテンシーの多くは講座の垣根を超える可能性があり、カリキュラム全体の中で複数の講座を通じて統合的に教えることが可能である。それぞれのコンピテンシーに関する教育に要する履修単位時間を具体的に提示することもしない。それは各国の必要性と教育資源によって変わる可能性があるからである。各国の必要性に応じた獣医学教育を確実に提供するため、獣医学教育機関、国の獣医療組織、獣医療法定組織の間で緊密な共同作業を行なって頂きたい。各獣医学部のカリキュラムの中で以下のミニマム・コンピテンシー教育を実施することにより、獣医学新卒者が世界の獣医公衆衛生を促進する下地が整い、国の獣医療サービスにおいて公共・民間部門で仕事をしたいと望む獣医師たちに対する高度教育・研修の優れた土台が出来上がることだろう。科学知識の基盤が拡大し、獣医療専門家への需要が増えていることに鑑み、新卒者に欠かせない資質とは、適切な情報源を特定し、入手し、利用できることである。獣医学教育には、学部教育だけではなく卒業後の継続教育および実習が含まれる点に留意すべきである。動物の健康および公衆衛生を守る等、獣医学卒業生のさまざまな資質能力を確保するためには、生涯学習が重要であることを、関係当局は念頭に置かなければならない。

家畜の生産、とりわけ成長部門である水産養殖は、増大し続ける世界の食料需要を満たす鍵である。水生動物の健康プログラムは強化の必要があり、そのためには水生動物の健康を扱う能力を有した獣医師の関与を確保しなければならない。当提言におけるコンピテンシーは陸生動物、水生動物の両方に関わるものである。しかし、水産養殖部門はすべての国にとって等しく重要なわけではない。従って、各国および各地域における水産養殖部門の重要度に応じて、獣医学教育機関は水生動物の健康を扱う適性に対応すべきである。

1.3 提言で用いる用語の OIE 公式定義

獣医療組織 (Veterinary Services) : 領域内において動物の健康・福祉に関する対策およびその他の陸生コードおよび水生動物衛生規約 (水生コード) にある基準および提言を実施する政府組織または非政府組織。獣医療組織は獣医療当局の統括指揮・指示の下に置かれる。民間部門の組織、獣医師、獣医師補助者、または水生動物衛生専門家は通常、獣医療

当局の認定または認可を得て、委任された職務を遂行する。

獣医療法定組織 (Veterinary Statutory Body) : 獣医師および獣医師補助者を管轄する自治体。

獣医師 (Veterinarian) : 国の関連する獣医療法定組織により、当該国内で獣医療・獣医学を実践する認可を受けた、または登録された人物。

コンピテンシー (Competencies) :

- 知識：認識能力、すなわち知力
- 技術：特定の職務を遂行できる能力
- 姿勢：感情能力、すなわち感情や情緒
- 適性：生まれながらの能力、才能、または学習能力

基本的コンピテンシー (Basic Competencies) : 獣医療法定組織の認可を得るために獣医師に求められる最低限の知識、技術、姿勢、適性。一般的コンピテンシーと、OIE 要求事項に直接関連する具体的コンピテンシーから構成される。

基本的な一般的コンピテンシー (Basic General Competencies) : 通常はカリキュラムの早い段階で学ぶ、基本的な獣医科学。臨床研究、動物の疾病を診断、治療、予防するために必要なコンピテンシーを身につけさせる臨床獣医科学、家畜生産の経済的側面および健康管理を含む家畜生産の必須条件となる。

高度なコンピテンシー (Advanced Competencies) : 獣医療当局の中で職務を遂行するために獣医師に求められる最低限の知識、技術、姿勢および適正。

獣医学新卒者 (Day 1 Veterinary Graduate) : 獣医学教育機関から卒業したばかりの獣医師。

[注記：獣医学新卒者は、基本的コンピテンシーを習得し、高度なコンピテンシーに対する一般的認識と理解を持たなければならない。基本的コンピテンシーは、「一般的な」コンピテンシー（当提言書においては詳細に触れない）および「具体的な」コンピテンシーに分けることができる。当文書では 11 の具体的コンピテンシーと 8 の高度なコンピテンシーについて詳述する。]

2. 具体的コンピテンシー

2.1 疫学

疫学は集団の健康および疾病に影響を及ぼす諸要因に関する学問であり、獣医公衆衛生と予防医学の利益のために行なわれる介入の根拠と道理を成すものである。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 記述疫学の一般的原理、疾病管理に対する記述疫学の応用、適切な情報源を入手・利用する能力について学び、理解する；
- － 報告義務のある疾病が発生した場合の適切な試料・サンプルの収集、取り扱い、輸送を含む疫学的調査について理解し、また適切に参加する。

2.2 越境性動物疾病

越境性動物疾病（TADs）とは、感染性または伝染性が高く、国境に関係なく極めて急速にまん延する可能性のある動物間流行病である。TADの病原体は人獣共通のものとならないものがあるが、人獣共通感染能の如何にかかわらず、疾病の伝染性が高いことから、世界の経済、貿易、公衆衛生に常に影響を及ぼす。TADの例としては、高病原性鳥インフルエンザ、牛疫、豚コレラ、口蹄疫がある。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － TADに関わる臨床的兆候、臨床経過、(媒介生物を含み) 感染の可能性、病原体について特定する；
- － 現在の TADの世界的分布について記述し、または最新分布情報の入手先を知る；
- － サンプル収集・取り扱いについて、および適切な診断・治療ツールによって TADならびに病原体を予防し、病原体と闘う論理的根拠について説明し、またはそれらを利用する；
- － TAD および病原体が意味する規制要件（例：動物間流行病の病原体が特定または疑われた時に連絡すべき当局の獣医師）を理解し、関連最新情報の入手先を知る。

2.3 人獣共通感染症（食品由来疾病を含む）

人獣共通感染症は、動物または動物由来の食品から人間へと自然に伝染する疾病または感染症である。食品由来の病原体の多くは人獣共通性であり、新興ヒト病原体のほとんどは動物（家畜または野生動物）由来である。従って、人獣共通感染症はヒトの健康および動物・動物由来食品の取引に大きな影響を及ぼす。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 一般的な人獣共通感染症および食品由来感染症に関わる臨床的兆候、臨床経過、感染

の可能性、病原体について特定する；

- － 一般的人獣共通感染症および食品由来感染症に対する現行の診断・治療ツールの利用について説明し、あるいは利用する；
- － 一般的人獣共通感染症および食品由来感染症がヒトの健康に及ぼす影響（例：どのようにして感染症が動物から人間に伝染するのか）について理解し、最新情報の入手先を知る；
- － 一般的人獣共通感染症、食品由来感染症および病原体が意味する規制要件（例：人獣共通感染症の病原体が特定または疑われた時に連絡すべき当局の獣医師）を理解し、最新かつ確実な情報の入手先を知る。

2.4 新興・再興感染症

新興感染症は、既存病原体が進化または変化した結果生まれる新たな感染症、新たな地理的地域または集団にまん延する既知の感染症、あるいはそれまで未認識の病原体または疾病で初めて診断されたものを意味する。再興感染症は、既に根絶または制圧したと見なされていた感染症が、ある一定の期間と場所において再流行することを意味する。新興および再興感染症は動物（抗体を持たない個体群）および公衆衛生に大きな影響を与える。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 「新興感染症」と「再興感染症」を明確に規定し、現代における例を示す；
- － 疑わしい兆候を発見し、関連する獣医療当局に届け出る；
- － 感染症の発生および再発を説明できる根拠・前提を理解する；
- － 新興・再興感染症の発生および再発に関する最新かつ確実な情報の入手先を知る。

2.5 疾病予防・管理プログラム

疾病予防・管理プログラムには、獣医療当局による承認、管理、監督の有無にかかわらず、移動の規制、ワクチン接種、治療が含まれる。疾病予防・管理プログラムは国または地域によって特定されるものであり、必要に応じて、適用される OIE 基準に従う必要がある。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 一般的人獣共通感染症または伝染病あるいは新興・再興感染症の予防と管理に関して

確立されたプログラムについて説明し、その中に動物の特定、トレーサビリティ、獣医療当局による監視についての説明を含める；

- － 越境性感染症の管理に関わる不測事態対応計画について、動物の安楽死を含み理解し、実施に参加する；
- － 定期的な検査および淘汰・治療プログラム、定期的または緊急の予防接種キャンペーンを理解し、参加する；
- － 「早期発見体制」の概念を説明する。早期発見体制とは、獣医療組織の管理下において、ある国、地帯または区画に疾病／感染症が発生あるいは侵入したことを適時に発見し、特定するための仕組みとして定義される；
- － (ペットを含む) 動物に関し、伝染を緩和するために所定の国家当局に獣医師が届け出る義務を有する疾病とはどれかを理解する；
- － 特定の疾病、予防・管理措置、迅速な対応の仕組みに関し、最新かつ確実な情報の入手先を知る。

2.6 食品衛生

食品衛生とは、動物由来食品の安全性と適切性を確保するために必要なすべての条件と対策を意味する。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 農場における食品安全性対策を理解し、説明する；
- － と畜検査に参加する。これには生体検査、解体後検査、人道的と畜を含む；
- － 動物衛生管理と獣医公衆衛生の一体化、すなわち医師、公衆衛生専門家、リスク分析家と連携して安全性を確保する獣医師の役割について理解し、説明する。

2.7 動物用医薬品

動物用医薬品とは、薬剤、殺虫剤／ダニ駆除剤、ワクチン、および動物の疫病または疾病を予防、治療、管理、根絶するために用いられるまたは用いるのが適切であると提示される生物学的製剤；あるいは獣医学的診断を確立するために動物に投与される前記；もしくは動物の単独個体あるいは個体群の有機機能を回復、修正、変更するために用いられる前記、を意味する。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身に

つけることを含む：

- － 一般的動物用医薬品を、適切な記録管理を含み、適切な方法で使用する；
- － 食品用動物由来製品中の薬物残留を予防する手段としての休薬期間の概念を説明し、利用し、具体的な休薬期間について最新かつ確実な情報を得る方法を知る；
- － 一般的病原体において抗菌薬耐性発現をもたらす一般的メカニズムを理解する；
- － 食用動物に抗菌剤を使用することと、人間にとって重要な病原体の抗菌薬耐性発現との間の関連性に関し、最新かつ確実な情報の入手先と情報の解釈の仕方を知る；
- － 食糧供給プロセスおよび環境の安全性確保（例：バイオ廃棄物の適正処理）のための薬剤および生物学的製剤の適切な使用について知る。

2.8 動物福祉

動物福祉とは、生存している条件に対して動物がいかに対処しているのかを意味する。ある個体が健康、快適であり、十分な栄養を与えられ、安全で、生得行動を表すことができ（科学的証拠がそれらを示し）、苦痛や恐怖等の不快な状態にない時、その個体は福祉の良好な状態にある。良好な動物福祉には、疾病予防と獣医学的治療、（相当する場合には）適切な保護施設、管理、栄養、人道的な取り扱い、人道的なと畜／安楽死が必要である。動物福祉は動物の状態を指すものである。ある個体が受ける扱いは、他の言葉、たとえば飼養（animal care）、畜産（animal husbandry）、人間味ある扱い（humane treatment）でも表現される。獣医師はすべての動物の福祉に関する主唱者でなければならず、食料生産や生物医学研究・教育において、また伴侶動物として、人間社会に動物が大きな貢献をしていることを認識しなければならない。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 動物福祉、および動物の所有者、飼育者、獣医師、その他動物の飼養に関わる人間が有する動物福祉への責任について説明する；
- － 動物福祉の問題点を特定し、その是正措置に参加する；
- － 以下に関する人道的な手法について記述するため、地域、国、世界の動物福祉関連規制・基準に関する最新かつ確実な情報の入手先を知る：
 - ・動物生産；
 - ・輸送；
 - ・食用に供するためのと畜および疾病管理を目的とした安楽死

2.9 獣医関連法と倫理

獣医関連法は、獣医療当局が主たる機能を果たすことを可能にするための国家的インフラにとって不可欠な要素である。その主たる機能には、動物疾病および人獣共通感染症の広域調査、早期発見ならびに管理、動物由来食品の安全性、輸出用動物および動物由来食品の認証が含まれる。さらに、獣医学教育機関は、高い行動水準を促進し、この専門職の整合性を維持するために、倫理と価値観の問題について教育しなければならない。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 国の獣医関連法および地元、州、国、地域のレベルで獣医療専門職に適用される個々の規則と規制の基礎について一般的な知識を有する（国によってはこの情報は大学卒業後に獣医療法定組織から提供される可能性がある）；
- － 獣医関連法およびそれぞれの州、県、地域または国で獣医療専門職に適用される規則と規制に関し、最新かつ確実な情報の入手先を知る；
- － 日常の職務の遂行にあたり、高度な獣医倫理を理解し、適用する；
- － 人間による動物の利用と飼養に関わる倫理的配慮に関し、社会でのリーダーシップを発揮する。

2.10 基本的認証手続き

認証とは、多くの場合輸送に先立ち、動物の健康状態および動物性食品の衛生状態を立証する目的において、認可を受けた獣医師が作成する公文書を意味する。

獣医師は、個人の営業において、または公的認証の一部として、動物個体あるいは動物群の健康状態を証明する責任を負う。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- － 確立された手順に従い、特定の疾病または状態がないことを立証する目的で、動物個体あるいは動物群を検査し、監視する；
- － 国の規則に従い、健康診断書を作成し、署名し、提供する。

2.11 コミュニケーション能力

効果的なコミュニケーション能力は、技術的能力と同様、獣医学で成功をおさめるため

には重要である。一般的にコミュニケーションとは、行動・処置について知らせ、指導し、行動を促すことを目的として、さまざまな個人や組織・公的機関の間での情報交換を必要とするものである。コミュニケーション科学およびコミュニケーション能力の適用には、状況、目的、対象者に応じてメッセージ内容を調整することを含む。

このコンピテンシーに関する具体的な教育目的には、獣医学新卒者が以下の能力を身につけることを含む：

- 一般市民が理解できるように技術情報を伝える；
- 科学的かつ技術的情報および実際の経験について、同僚の医療従事者たちと効果的に意思疎通を図る。

3. 高度なコンピテンシー

3.1 獣医療組織

獣医療組織とは、領域内において、動物の健康・福祉に関する対策、その他 OIE 陸生および水生動物衛生規約にある基準および提言を実施する、政府組織または非政府組織を意味する。獣医療組織は獣医療当局の統括指揮・指示の下に置かれる。国内獣医療サービス提供の目的は、国、領域、または地域を、法制度、構造、組織、資源、能力、および民間部門と獣医師補助者の役割に関し、国際的基準と一致させることにある。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- 世界的な公益の一環として、国内獣医療サービスを提供する；
- 自分の国／地域内における獣医療サービスの組織体制（例：中央政府レベルと地方政府レベル、疫学ネットワーク）；
- 自分の国／地域内での国内獣医療組織の機能と権限；
- 自国の獣医療サービス機関と他国の獣医療組織および国際的パートナーとの交流関係；
- 自国での国内獣医療サービスの提供における民間部門と公共部門の獣医師の関係；
- OIE PVS の道筋において規定されるとおり、獣医療サービスの質を評価する根本的必要性；
- より深い知識が必要または望ましくなった場合の最新かつ確実な情報の入手先。

その他の教育目的には、以下の定義を理解することが含まれる：

獣医療当局 (Veterinary Authority) : 国、領域または地域の政府当局を意味する。この政府当局は獣医師、その他専門家、獣医師補助者によって構成され、動物の衛生・福祉対策、

国際的な獣医証明書、OIE 陸生コードに規定されるような国際的基準・提言、その他動物の健康、公衆衛生、動物福祉に関わる法律の実施を確保あるいは監視する責任と能力を有する。獣医療当局は一般に、民間部門の組織、獣医師、獣医師補助者による獣医療サービス提供を認証または承認する立場にある。

獣医療法定組織 (Veterinary Statutory Body) : 獣医師および獣医師補助者を管轄する自治体 (一般的には国家。)

3.2 査定・認証手続き

査定とは、動物の健康状態または動物性食品の衛生状態を証明する認証を作成するに先立ち、認可を受けた獣医師が動物および動物性食品を検査し、評価することを意味する。認証とは、動物の健康状態および動物性食品の安全性を立証する目的で、認可を受けた獣医師が作成する公文書を意味する。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- 輸送／輸出を目的として、動物の健康状態および動物性食品の安全性の評価に用いるプロセス；
- リスクに応じた動物の生体検査、死後検査のプロセスならびに動物性食品の検査プロセス；
- 健康診断書の作成。

3.3 伝染性疾病管理

伝染性疾病の予防と管理は、獣医療当局による承認、管理、監督の有無にかかわらず、移動の規制、ワクチン接種、治療を含む。疾病予防・管理プログラムは国または地域によって特定されるものであり、必要に応じて、適用される OIE 基準に従う必要がある。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- サンプル管理および適切な診断・治療ツールの利用；
- 疾病の感染源と感染拡大の追跡調査；
- 他の公衆衛生従事者に疫学情報を伝えることを含み、疾病の監視と初期広域調査；
- 以下の手法：
 - 動物の特定と追跡調査；
 - 動物、動物性食品、機材、人間の移動規制；
 - 汚染された施設・地域および汚染リスクのある施設・地域の検疫；

- ・ 感染動物または汚染動物の安楽死；
- ・ 適切な方法による感染動物遺体の処理；
- ・ 汚染物質の消毒または破棄；
- ・ 地帯区分および区画分割。

3.4 食品衛生

食品衛生とは、動物由来食品の安全性と適切性を確保するために必要なあらゆる条件と対策を意味する。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- リスクに応じて実施すると畜検査。これには生体検査、解体後検査、人道的と畜、衛生的食肉処理を含む；
- 残留試験プログラム；
- 動物性食品のトレーサビリティ；
- 食品加工工場の衛生、動物性加工食品の適性保管、家庭での食品貯蔵・調理の安全性、農場から食卓までの食糧供給プロセスに関与するすべての人間の健康と清浄度。

3.5 リスク分析の適用

リスクとは、動物またはヒトの健康に対する有害事象または有害影響が生じる可能性およびそれによる生物学的ならびに経済的影響の予想される規模を意味する。リスク分析の過程には、危険有害性物質の特定、リスク評価、リスク管理、リスク伝達が含まれる。動物および動物性食品の輸入に際しては、輸入する国にある程度のリスクが生じる。輸入に適用されるリスク分析では、既存の関連 OIE 基準を特に基盤として利用して、動物、動物性食品、動物の遺伝物質、飼料、生物学的製剤および病理材料の輸入に関わる疾病リスクを評価する、客観的かつ妥当な方法を輸入国に提供する。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- 動物および動物性食品の輸入ならびにその他関連する獣医療サービス活動等に関し、動物の疾病および獣医用医薬品残留のリスク評価にリスク分析を適用する方法；
- 獣医療サービスが動物と人間の健康を十分に保護できることを保証するためのリスク分析利用法；
- より深い知識が必要または望ましい場合の最新かつ確実な情報の入手先（例：OIE 輸入リスク分析ハンドブック）；

- 以下のリスク分析の概念：

・危険有害性物質の特定：商品（例：動物由来食品）に取り込まれる可能性のある病原体を特定するプロセス；

・リスク評価：ある領域内に危険有害性物質が侵入、定着、まん延する可能性と、それによる生物学的かつ経済的影響の評価；

・リスク管理：リスクのレベルを下げるために適用可能な対策の特定、選択、実施のプロセス；

・リスク伝達：リスク、リスク関連要因、およびリスク評価者／リスク管理者／リスク伝達者／一般市民／その他当事者（例：利害関係者）におけるリスク認識に関し、リスク分析プロセス全体を通じた情報および意見の交換と相互伝達。

3.6 研究

研究とは、実施計画を適切に作成、実行することによって仮説を検証し、データを分析し、結論を出し、成果を発表することを意味する。

教育目的には、橋渡し研究および学際的研究が、国の獣医療サービス提供に関わる分野（例：人獣共通感染症、越境性疾病、新興・再興疾病、疫学、動物福祉、獣医用医薬品、生物学的製剤）で獣医学知識を前進させるためにいかに不可欠であるかに関し、獣医学新卒者が一般認識と正しい理解を得て、今後の世代が動物、一般市民、生態系の健全性を確保する知識をより多く身につけられるようにすることを含む。

3.7 国際貿易の枠組み

動物および動物性食品の安全な国際貿易に適用される規制が依存する枠組みは、世界中の動物の健康を向上させ、動物および動物性食品の国際貿易における安全性を促進、維持することを目的とした、複数の組織間での相互関係と協力および最新の科学的進歩によって成り立っている。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- 世界貿易機関（WTO）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）；

- OIE および国際食品規格委員会（CAC）のような WTO 基準策定組織が、動物および動物性食品の国際貿易に適用される科学的根拠に基づいた現行規制を策定する役割と責任；

- 動物および動物性食品の安全な貿易に適用される現行の国際規制；

- 人獣共通感染症を含み、越境性疾病が国際貿易に及ぼす潜在的影響（感染動物およびその食品の国際貿易における損失リスク）。その潜在的影響に関する最新かつ確実な情報の入手先に関する知識。輸出用商品の品質および健全性に関する衛生証明のプロセス；
- 輸入国の動物、国民、生態系の健全性保護に関わる輸入管理メカニズムと認証プロセス。

3.8 運営管理

運営とは、共通の目標および目的に向かって諸活動を方向づけるために、人材と資源を効率よくまとめる普遍的プロセスとして定義することができる。管理は企画、組織化、人材配置、指揮・指導、組織の統制、あるいは目標達成のための取り組みで構成される。広い意味で、運営は事業または組織活動の実施あるいは管理によって成り立つので、重大な決定を下すまたは実行することとなる。他方、管理とは、望ましい目標および目的を達成するために人材をまとめる行為である。

教育目的には、獣医学新卒者が以下の一般認識と正しい理解を身につけることを含む：

- 運営と管理の優れた実践例；
- 自己および他者についての認識を含む、優れた対人コミュニケーション能力の重要性；
- 効果的なコミュニケーション（国民認識および主張）の重要性；
- 詳細な知識が必要または望ましい場合の最新かつ確実な情報の入手先；
- OIE 公用語のうち、少なくとも一言語に堪能である必要性。

OIE（国際獣疫事務局）出版物はすべて、国際著作権法で保護されている。情報伝達、教育、商業目的において一般向けに雑誌、文書、書籍、電子媒体および其他媒体で出版物の一部を複写、複製、翻訳、翻案、転載する場合には、OIE からの事前許可書を得る必要がある。

OIE は、以下の委員が構成する獣医学教育専門家グループによる大きな貢献に感謝の意を表する：

委員長：Dr Ron DeHaven （米国獣医学協会）

Dr Saeb Nazmi El-Sukhon （獣医学者、ヨルダン）

Prof. Pierre Lekeux （獣医学者、ベルギー）

Dr Louis Joseph Pangui （獣医学部長、セネガル）

Prof. Aaron S. Mweene （獣医学部長、ザンビア）

Dr Froilán Enrique Peralta （獣医学部長、パラグアイ）

Prof. Timothy Ogilvie （獣医学部長、カナダ）

Dr Dao Bui Tran Anh （獣医学者、ベトナム）

Dr Brian G. Bedard （世界銀行）

Dr Etienne Bonbon （欧州委員会）

Dr Tjeerd Jorna （世界獣医学協会、元会長）

決議案 第 32 号

グッドガバナンスと獣医学教育

以下の事項に鑑み：

1. 獣医療サービス活動は「世界的公益」と見なされること；
2. 質の高い獣医学教育および有効な規制機関としての獣医療法定組織（VSB）は、獣医療サービスのグッドガバナンスの基軸であること；
3. 優れた専門獣医療組織の原則は、OIE 陸生および水生動物衛生規約で公表され、OIE 全加盟国が合意により採択する国際基準の主題であること；
4. 社会は獣医師が職業倫理と専門的能力を行動で示すことを期待しており、それは、世界の公益の概念および社会的需要に関連する主要テーマ（例：動物の健康、獣医公衆衛生、動物福祉）について少なくとも最低限の知識を各獣医師に与える質の高い初期・継続獣医学教育の如何にかかっていること；
5. 獣医学教育の質的レベルは現在多くの国にとって満足できるものではなく、（2012年4月時点において）178の加盟国からOIEは世界の獣医学教育にとっての基本的要件を確立する指導的役割を果たすよう要請を受けていること；
6. OIEは加盟国に対して世界的PVSの道筋を提供し、動物の健康と福祉、獣医関連法、獣医学教育、VSBによる獣医専門職の規制を含み、獣医療領域に関わる能力の強化を図っていること；
7. OIEは獣医学教育専門家グループを招集し、第一回OIE獣医学教育国際会議（2009年10月）の提言に関わる助言の策定を行なったこと；
8. VSBの設立または既存VSBの改善を通して陸生コードの特に第3.2.12条にある基準を満たすことを含め、獣医学教育およびガバナンスの強化を望むOIE加盟国にとってはさらなる助言とツールが必要であること；
9. OIE獣医学教育専門家グループの作業に基づき、関連する専門家委員会からの情報提供を得て作成され、第80回総会で加盟国に発表された「質の高い国内獣医療サービスの提供を確保するために獣医学新卒者に期待される最低限の資質能力」に関する報告書；
10. 獣医学教育機関（VEE）の間およびVSB間での新規・既存の連携協定に関する指針を作成する作業がOIEで進行中であること；

11. 2011年5月の総会で加盟国によって採択された決議案第34号。

当総会は以下のように提言する：

1. 関連する国際組織および援助資金供与者の支援を得て、OIEは効率的な獣医療サービスに関し、その関連する公共・民間部門を含み、PVSの道筋を引き続き前進させるべきである；
2. PVSの道筋の枠組みにおいて、認定された評価システムが現在適用されていない国において特に、国内獣医療サービスの人員をその初期・継続教育を土台として評価する助けになる仕組みを創出あるいは強化することをOIEは考慮すべきである；
3. PVSの道筋の枠組みにおいて、VSBにおける陸生コード基準の実施に関する助言をOIEは加盟国のために策定すべきである；
4. OIEは今後も、加盟国、獣医学教育機関（VEE）の国内指導者たち、地域的組織、国際組織および援助資金供与者たちと密接に協力し、獣医師の（初期および継続的）研修の質を高める努力を後押しし、特にVSBの支援を得て、適格性評価のための調和のとれた手法を促進すべきである；
5. OIEはVEEおよびVSBの連携協定手順を最終決定し、各国政府、地域的組織、国際組織、援助資金供与者に対し、この取り組みへの支援を受け入れてもらうべきである；
6. OIEは認定されたVEE評価組織と協力し、OIE指針で公表される獣医学教育の基本的要件が各組織によって正式な要件として確実に採用されるようにすべきである；
7. OIEは、第81回総会（2013年5月）に鑑み、質の高い国内獣医療サービスの提供と関連づけた獣医学教育の基本・必修カリキュラムに対する提言を策定すべきである；
8. OIEは、関連する各国政府および提携組織と協力し、国のVSBの役割と責任を一つの議題とした、獣医学教育をテーマとする第三回世界会議を召集すべきである。

（2012年5月24日、OIE総会において加盟国採択）

第80回総会、フランス、パリ、2012年5月

決議案 第 34 号

獣医学教育

以下の事項に鑑み：

1. 最も大きな意味において動物界と動物社会に関わる、獣医療専門家のあらゆる義務；
2. 国土全体を包含し、かつ自然事象であるか意図的事象であるかに関わらず、人獣共通感染症を含む水生・陸生動物疾病の発生に関する広域調査、早期発見、迅速対応の効率性を提供できるような、国の動物衛生および獣医公衆衛生体制を創出または維持する各国の能力を世界的に強化する必要性；
3. (2011年4月時点で)178の加盟国を擁する政府間組織としての国際獣疫事務局(OIE)の使命は、世界的に動物の健康と福祉を向上させ、動物および動物性食品の世界貿易の衛生面での安全性を確保し、世界における動物の立場を確かなものとする点に存すること；
4. OIEは、獣医療の領域に関わる能力強化という使命に基づき、効率的な獣医療サービスのための世界的PVSの道筋を加盟国に提供していること。これには、動物衛生・福祉、獣医関連法、獣医学教育、獣医療法定組織(VSB)による獣医療専門家の規制に関わるものを含むこと；
5. 第一回OIE獣医学教育国際会議(2009年10月)を受けて、OIEは獣医学教育専門家グループを招集し、同専門家グループは効率的獣医療サービスのためのOIE基準を各加盟国が満たすことができる能力を(公共および民間部門の)獣医学新卒者が身につけるために必要な最低限の資質能力について提言したこと；
6. OIEアフリカ地域代表のインターネット・サイトで発表された、獣医療法定組織の役割に関するOIE会議の宣言(マリ、バマコ、2011年4月14-15日)；
7. 第二回獣医学教育に関する世界大会の決議(フランス、リヨン、2011年5月13-14日)。

当総会は以下のように決議する：

1. 関連する国際組織の支援を得て、OIEは効率的な獣医療サービスに関し、その関連する公共・民間部門を含み、PVSの道筋を引き続き前進させるべきである；

2. OIE は今後も、加盟国、各国の獣医療法定組織 (VSB)、獣医学教育機関の指導者たち、地域的組織および国際組織と密接に協力し、獣医師ならびに獣医師補助者の (初期および継続的) 研修の質を高める努力を後押しし、特に VSB の支援を得て、適格性評価の手法に調和を図るべきである ;
3. OIE は今後、獣医学教育専門家グループおよび関連する専門家委員会が提供する既存の情報を考慮に入れ、(公共部門および民間部門の) 獣医療サービスに関わる OIE の質的基準を各国が満たすために獣医師が求める獣医学新卒者の最低限の資質能力に関し、総会に枠組みと提言を提示すべきである ;
4. PVS の道筋の枠組みにおいて、認定された評価システムが現在適用されていない国において特に、国内獣医療サービスの人員の質をその初期・継続教育を土台として評価する助けになる仕組みを創出あるいは強化することを OIE は考慮すべきである ;
5. OIE は、研究所間提携プログラムの成功事例に基づいて確立された原則を利用し、獣医学教育機関 (VEE) の間ならびに VSB 間の試験的提携プロジェクトの指針を策定し、当該のプロジェクトに対する財政貢献を潜在的援助資金供与者に受け入れてもらうべきである ;
6. 加盟国はバマコ宣言およびリヨン会議の決議に留意し、世界的に動物衛生と獣医公衆衛生を向上させる目的において、上述の OIE 活動すべてを促進すべきである。

(2011 年 5 月 26 日、OIE 総会において加盟国採択)

第 79 回総会、フランス、パリ、2011 年 5 月